

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和3年4月1日

美濃加茂市・東白川村

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と東白川村(以下「乙」という。)は、平成23年12月22日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったですと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的な事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

(a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

(b) 住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。

c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

・福祉サービスの向上に対する環境の整備

a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

・児童青少年支援の質の向上

a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする

専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要とする派遣事業を実施する。

【教育】

・生涯学習機会の充実

a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講座等の充実をはかり、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【健康】

・健康寿命の延伸に向けた取組みの推進

a 取組みの内容

圏域住民の健康寿命の延伸を図るため、圏域市町村職員のデータ活用に関する専門性を向上させ、健康に関するデータの収集・分析を実践し、データを活用した保健事業の実施を強化する。

b 甲の役割

連携市町村職員のデータ分析及び活用に関する専門的知識や技術の向上を目的とした取組みを行う。また、連携市町村の健康に関するデータを収集及び分析し、分析結果を活用した保健事業を展開する。

c 乙の役割

連携市町村職員のデータ分析及び活用に関する専門的知識や技術の向上を目的とした取組みを行う。また、連携市町村の健康に関するデータを収集及び分析し、分析結果を活用した保健事業を展開する。

・健康づくり事業の充実

a 取組みの内容

全ての住民が、住み慣れた圏域の中で生涯にわたり、いきいきと健康で暮らせるように、各種健康づくり事業に係る連携を図る。

b 甲の役割

各種健康づくり事業の実施に必要な協議、事業企画、住民等への周知を行う。

c 乙の役割

各種健康づくり事業の実施に必要な協議、事業企画、住民等への周知を行う。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

・総合的な環境・エネルギー対策の推進

a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

(a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。(c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

・男女共同参画推進

a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組みの内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

・広報連携による情報提供

a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

(ウ) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

【圏域内市町村の職員等の交流】

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

【ヒトづくり】

・里山人材の育成

a 取組みの内容

里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。

b 甲の役割

地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

c 乙の役割

地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通知があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1
美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡東白川村神土548番地
東白川村

東白川村長

